

機能等証明について

1 機能等証明とは

機能等証明は、納入しようとする物品・ソフトウェア等が仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類である。

落札候補者が落札者として決定するためには、機能等証明書（別記様式6）に2に掲げる提出書類を添付のうえ公益財団法人熊本県環境整備事業団に提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受ける必要がある。

2 提出書類

(1) 機能性能等に関する仕様（別記様式7）

ア 「回答」欄

仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。

イ 「製品名及び特記事項」欄

製品名を記入するとともに必要に応じて補足説明を行うこと。

ウ 「審査」欄

記入しないこと。

(2) 各仕様の内容を確認できる資料として製品仕様書、カタログ等を添付すること。

なお、製品仕様書、カタログ等の該当する箇所にマーカー、○囲みをするなどわかりやすく表示すること。

3 提出に際しての注意事項

(1) 提出書類のサイズは、原則としてA4版とし、2(1)～(2)の順番でファイル等に綴じて提出すること。

(2) 提出書類は、日本語で作成したものに限る。

(3) 提出された内容については、説明を求めることがある。